

21日獣発第182号
平成21年10月20日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

国内で飼育されている豚の豚インフルエンザ検査 に関する対応について

このことについて、平成21年10月1日付け21消安第6800号により、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者への周知をお願いします。

なお、今般の通知は、国内の新型インフルエンザの感染者数が増加していること、罹患してもほとんどが軽症で回復していること、持病のある方等にはリスクがあること等の情勢の変化を踏まえ、新型インフルエンザウイルスH1N1亜型が豚から分離された場合の取り扱いを新たに定めたので当面の間これに基づき対応願いたいこと、また、農場で飼育している豚が呼吸器症状等の臨床症状を示している場合には、何らかの病原体を保持、排出している可能性があるため、新型インフルエンザであるかどうかにかかわらず、上記症状の豚については移動の自粛要請や一般的な飼養衛生管理について、農場への指導を徹底されたいことについて、都道府県畜産主務部長あて依頼したので、本会にも協力を求めたものです。

(注) 本件内容の問い合わせは、駒田事務局主任までお願いします。



21消安第6800号

平成21年10月1日

社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

国内で飼育されている豚の豚インフルエンザ検査に関する対応について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長あてに通知しましたので、御了知の上、貴職におかれましては、調査の重要性を十分理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、円滑な調査の実施につき御協力方よろしく申し上げます。



写

21消安第6800号
平成21年10月1日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

国内で飼育されている豚の豚インフルエンザ検査に関する対応について

平素より家畜衛生行政の推進に御尽力いただきありがとうございます。

さて、国内で飼育されている豚の豚インフルエンザ検査については、各都道府県において、「国内で飼育されている豚の豚インフルエンザ検査の実施について」（平成21年5月1日付け21消安第1033号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、養豚生産者及び関係者の協力をいただきながら、円滑な対応を進めているところと承知しております。

この検査対応の中で、新型インフルエンザウイルスH1N1亜型が豚から分離された場合の取り扱いについては、「国内で飼育されている豚の豚インフルエンザ検査に関する対応について」（平成21年5月18日付け事務連絡。以下「事務連絡」という。）による対応をお願いしてきたところです。

今般、国内の新型インフルエンザの感染者数が増加していること、罹患してもほとんどが軽症で回復していること、持病のある方等にはリスクがあること等の情勢の変化を踏まえ、新型インフルエンザウイルスH1N1亜型が豚から分離された場合の取り扱いを新たに別添のとおり定めましたので、当面の間御対応いただきますようお願いいたします。

また、農場で飼育している豚が呼吸器症状等の臨床症状を示している場合には、何らかの病原体を保持、排出している可能性がありますので、新型インフルエンザであるかどうかにかかわらず、臨床症状を示している豚については移動自粛要請や一般的な飼養衛生管理について、農場への御指導を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、本通知の施行に伴い、事務連絡を廃止しましたので御了知願います。

(別添)

国内飼養豚のサーベイランスに関する対応
(新型インフルエンザウイルスH1N1亜型が豚から分離された場合の取扱い)

1 ウイルス同定手順

- (1) 都道府県において、呼吸器症状の確認された豚について病性鑑定のためにウイルス分離(細胞培養法)及びA型インフルエンザの確認(HA検査及びPCR法)。

A型が確認された場合は当該ウイルスを動物衛生研究所に送付。

- (2) 動物衛生研究所において亜型の判定。これにより、新型インフルエンザか通常の豚インフルエンザかを判別。(HA及びNA分節の遺伝子解析により確認。各々2日、計4日ほど要する。)

① H1/H3亜型のスクリーニング(PCR法)を行い、H1亜型であればさらに系統分類(遺伝子解析)。(計2日間)

② N1/N2亜型のスクリーニング(PCR法)を行い、N1亜型であればさらに系統分類(遺伝子解析)。(計2日間)

なお、新型インフルエンザウイルス遺伝子情報が蓄積され、HA分節の遺伝子解析と系統樹解析によって新型インフルエンザウイルスであることが判定できる場合は②を省略できる。(計3日間)

2 判定基準

動物衛生研究所により分離されたウイルスの亜型及び系統の検査の結果、新型インフルエンザウイルスか従来の豚インフルエンザウイルスかの判定は次のとおり。

- (1) HA分節の遺伝子解析の結果、H1亜型が「古典的H1」のうち「北米系統」であれば新型インフルエンザの疑いあり。それ以外のH1、H3亜型は従来の豚インフルエンザウイルスと判定。
- (2) (1)の結果により当該ウイルスが新型インフルエンザを疑うウイルスであり、かつ、NA分節の遺伝子解析の結果、N1亜型が「ヨーロッパ系統」である場合、あるいはHA分節の遺伝子が新型インフルエンザウイルスのそれと相同とされる場合には、新型インフルエンザウイルスと判定。それ以外のN1、N2亜型は従来の豚インフルエンザウイルスと判定。

3 検査にかかる対応等

- (1) 本調査においてウイルス分離を行う場合は、1(1)のPCR検査が終了するまでに、当該豚の飼養農場の飼養管理者及び作業従事者(以下「飼養管理者等」という。)について新型インフルエンザの臨床症状の有無及び罹患歴

(過去1か月間)について聞き取り調査を行う。1(1)のPCR検査によりA型インフルエンザと確認され、かつ、飼養管理者等に臨床症状又は罹患歴がある場合は、直ちに当該農場に全飼養豚の移動の自粛を要請する。

ただし、飼養管理者等の各豚舎への出入り状況、器具器材の専用化、豚舎間での豚の移動歴の有無等により、家畜防疫員が当該豚の飼養豚舎と疫学的に分離されると判断し、かつ、臨床症状を示す豚が確認されない豚舎で飼養される豚については移動自粛を要しない。

なお、後日、1(2)②の検査により新型インフルエンザでないことが確認された場合は、その時点で当該農場の全飼養豚の移動自粛要請を解除する。

(2) 1(2)①により、H1亜型と判断された場合、その旨を農林水産省から厚生労働省に、都道府県家畜衛生部局から同公衆衛生部局に連絡する。当該農場については飼養豚における飼養衛生管理の徹底とともに、臨床症状を示している豚の移動の自粛の再徹底((1)により全飼養豚の移動を自粛要請している場合を除く。)、農場への人の出入りの管理及び飼養管理者等に対するマスクの着用、手洗い、消毒の徹底を指導する。

(3) 1(2)②の結果、新型インフルエンザウイルスが確認された場合、農林水産省及び当該都道府県は、当該農場に全飼養豚の移動自粛を要請するとともに、公表する。

ただし、飼養管理者等の各豚舎への出入り状況、器具器材の専用化、豚舎間での豚の移動歴の有無等により、家畜防疫員が当該豚の飼養豚舎と疫学的に分離されると判断し、かつ、臨床症状を示す豚が確認されない豚舎で飼養される豚については移動自粛を要しない。

(4) (1)又は(3)により移動の自粛を要請した場合、直ちに家畜防疫員が当該農場へ立ち入り、インフルエンザ様の臨床症状について確認し、その有無によって次の対応を実施する。

① 臨床症状が確認された場合

臨床症状を示す豚がいる豚舎については、当該豚舎で飼養されているすべての豚で臨床症状が確認されなくなるまで、家畜防疫員は検査を実施しない。

当該農場の飼養管理者は、飼養豚の臨床症状について、各豚舎ごとに1日1回以上確認し、管轄の家畜保健衛生所にその結果を報告する。

当該農場の飼養管理者の毎日の健康観察において、臨床症状を示している豚が確認されなくなった旨が家畜保健衛生所へ報告された後、家畜防疫員は当該農場へ立ち入り、臨床症状の有無を確認し、臨床症状が確認されなかった場合、次の検査を実施する。

検査法 : H1亜型を標的としたPCR検査

検査頭数 : i ウイルスが分離された豚の豚房及び臨床症状を示して

いた豚の豚房で飼育されている豚全頭。ただし、1豚舎当たり、該当豚が30頭以上の場合は、直近に症状が確認された豚房を中心に1豚舎当たり統計学的に95%の信頼度で10%の感染個体を確認できる以上の頭数を抽出。

ii 臨床症状を示していない豚について、1豚舎当たり10頭以上を抽出。

検査豚舎：この通知に基づき飼養豚の移動自粛が要請されている豚舎

検査検体：鼻腔スワブ（10検体までプール可能。MDCK細胞等による増幅は行わない。）

結果の判定：いずれかの検体についてPCR検査が陽性の場合は移動自粛を継続。

すべての検体についてPCR検査が陰性の場合は移動自粛を解除。

（いずれの判定の場合も動物衛生研究所への材料の送付は行わないが、陽性であった鼻腔スワブ検体は-80℃で凍結保存する。）

② 臨床症状が確認されなかった場合

家畜防疫員は直ちに次の検査を実施。

検査法：H1亜型を標的としたPCR検査

検査頭数：i ウイルスが分離された豚の飼養豚房の豚全頭。ただし、該当豚が30頭以上の場合は、1豚舎当たり統計学的に95%の信頼度で10%の感染個体を確認できる以上の頭数を抽出。

ii ウイルスが分離された豚の飼養豚舎の豚（iを除く。）のうち、10頭以上を抽出

iii ウイルスが分離された豚の飼養豚舎以外の豚舎について、1豚舎当たり10頭以上を抽出

検査豚舎：この通知に基づき飼養豚の移動自粛が要請されている豚舎

検査検体：鼻腔スワブ（10検体までプール可能。MDCK細胞等による増幅は行わない。）

結果の判定：いずれかの検体についてPCR検査が陽性の場合は移動自粛を継続。

すべての検体についてPCR検査が陰性の場合は移動自粛を解除。

（いずれの判定の場合も動物衛生研究所への材料の送付

は行わないが、陽性であった鼻腔スワブ検体は－８０℃で凍結保存する。)

4 移動自粛の特別解除

この通知に基づき、移動自粛が要請されている農場について、①及び②の事項のすべてが家畜防疫員により確認された豚房については、当該豚房の豚に限り、移動の自粛を要しないものとする。

- ① 移動予定豚房及び隣接豚房の豚全頭が臨床症状を示していないことが移動予定日前日に家畜防疫員により確認されており、かつ、移動当日にも農場の飼養管理者により確認されていること。
- ② 移動予定豚房について、移動予定日前日に次の検査が陰性であること
検査法 : H1亜型を標的としたPCR検査
検査頭数 : 移動予定豚房すべてを対象に少なくとも統計学的に95%の信頼度で10%の感染個体を確認できる以上の頭数。
検査検体 : 鼻腔スワブ (検体をプールする場合は、豚房毎に行い、1プール当たり10検体までプールできることとする。MDCK細胞等による増幅は行わない。)
採材時期 : ①における家畜防疫員の臨床症状観察時に実施
判定 : 採取したすべての検体がPCR検査で陰性となった豚房を陰性とする。